# 平 成14年4月から



### 国民太郎さん

自営業の太郎さんは、老後のためにも国民年金の制度が変わるということで、変わる内容を市役所に行って聞いてきました。



太郎さんの奥さん。4月から 国民年金制度が変わることに興 味があり、自分自身の勉強のた 夫に変わる内容を聞きまし た。



登

場

物

こになるの。 保険料の納付先が変るってど

# 変わります 保険料の納付先が

を納めていたけれども、 る納付書で、 今までは登別市から郵送され 登別市に保険料

国民年金は、世代と世代が 支え合う仕組みです。あなた が納める保険料と国が負担し たお金を基に年金が支払われ ています。

そして、あなたが年金を受 け取るようになったときには あなたに続く世代の人と国が あなたの年金を保証します。

今号は、この国民年金制度 の内容が、今年の4月から-部改正されるため、国民太郎 夫妻の家庭での会話を通して、 みなさんにできるだけ分かり やすくお知らせします。





### の保険料はどうなるの。 なるほど。 それじゃ、

13年度

13年度の分については、 今ま

でどおり14年4月までは登別 市に納めなくてはならないん



別市に納付しているけど、 保険料を口座引き落としで登 ところで、 わが家では、 年金



続きはどうなるの。 手

座引き落としにより国に保険料が納め 険料を納めている人は、 きをしなくても、継続して口



られるんだ。

現在口座引き落としで年金保 手続

## 保険料半額免除 新設されます

あるの。 半額免除ってなに? も保険料を免除できるものが ほかに

まず、年金制度について説明 しておこう。

ような納付期間が必要になってくるん 年金を受け取るには、 表1の

長い人生の中で保険料を納

3分の1納めたとして認めてくれるん

だよ。

でも、

### 受給者資格納付期間(表1)

~44 d × (144) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
生 年 月 日	納付 期間
昭和2年4月1日以前	21年
昭和2年4月2日~ 昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日~ 昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日~ 昭和5年4月1日	24年
昭和5年4月2日以後	25年

間も含まれて計算されるんだ。 ね。 るのが難しいときもあると思うんだよ この納付期間には保険料の免除期

接国に納めることが出きるようになる

全国の銀行などの金融機関から直

国から送られてくる納付書

度からは、

んだよ。

だよ。 ないときは、 的な理由で保険料を納めることができ だから病気やケガ、失業などの経済 免除申請をするとい

詳しく説明してよ。 免除申請について、 もう少し

免除申請が認められると、 免除とは、全額免除のことで、 の期間の保険料の納付を10 そ

受給資格期間として計算されるし、 金を受け取る金額の計算をするときは、 間延ばしてくれるんだ。 し納めることができなくても、 この免除期間の保険料について、 年金 年 b